

防衛省・自衛隊の庁舎等における機械警備器材の更新・能力向上に資する情報・提案要求書**1 要求の目的****(1) 防衛省側のニーズ**

防衛省・自衛隊の庁舎等においては、その特性に応じ各種警備器材を使用して警備を実施している。警備器材は適宜、更新を行っているが、近年の民間技術の進展は目覚ましく同器材についても例外ではない。そのため、今後の更新については最新の民間の技術動向を踏まえ実施する必要がある。

ア 先進的な警備器材

単純な器材更新ではなく、先進技術を活用して対処能力の向上・拡大を図るほか、将来の拡張性も考慮する必要がある。

イ 脅威対象の趨勢に即した警備器材

従来の脅威に加え、新しい脅威に対応するための警備器材は、先進技術を活用し対処能力の向上・拡大を図る必要がある。

ウ 特性に応じた警備器材

防衛省・自衛隊の庁舎等は施設や敷地の形状・状況が様々であり各々の特性に応じた警備器材が必要である。また周辺の環境も多様であることから、これらについても十分に考慮する必要がある。

エ 標準化された警備器材

器材については標準化されており、かつ取り扱いが容易であることが必要である。なお、器材の操作に必要な教育所要やメンテナンスについても併せて情報や提案を求めるものである。

(2) 募集の目的

防衛省・自衛隊の庁舎等における機械警備器材の更新の際、最新の動向を踏まえ実施するため、情報収集の一環として、企業等から情報・提案について広く募集を行うものである。今後、企業等から提出された情報・提案の内容を踏まえて、事業の更なる具体化を行っていく。

(3) 情報・提案を求める項目（次表のうちから一項目以上提案されたい）

	項目		概要
①	デバイス		庁舎等に対する空地からの不審者、不審物、不審車両等の探知・識別・追跡・対処のため、搭載する各種センサーを用いて動画等を取得するなどしてリアルタイムかつ常時継続的に状況把握するための各種デバイス
②	センサー		上記デバイスに搭載する小型・高品質な各種センサー（光学、赤外線、レーダー、レーザー、音波等）のほか、もっぱら屋内外に固定して設置し、時間帯や気象条件の制約を受けない最先端の各種監視センサー（光学、赤外線、レーダー、レーザー、音波等）
③	対処		上記デバイスによる空地を問わず実施する各種対処（警告、追跡、捕獲など）
④	A I	識別	上記デバイス・センサーのデータ等をもとに空地からの不審者、不審物、不審車両等を天候や昼夜を問わず高い確率で識別・特定（例えば、顔認証、車番認証、骨格抽出、挙動判定、

			経空脅威判定、武器検出など。学習済みA Iであり、省外とネットワーク接続しないことが望ましい)
⑤		デバイスの自律航行	効率的な自律航行・自律走行や不審者等発見時の自動追跡又は最適経路選択、同時多数機制御など
⑥	アプリケーション	状況把握	各種センサーが収集したデータを集約・解析・表示するアプリケーション
⑦		デジタルツイン	各種対処シミュレーション・訓練等に資する庁舎等の精緻なデジタルツイン環境（施設内も含む）
⑧		デバイスや監視要員の統制	各種器材や警備要員を一元的かつ効果的にコントロールするアプリケーション
⑨	情報通信基盤		上記のような多数のデバイス・センサーとアプリケーションを接続し、高速大容量通信が可能なローカル 5Gを中心とした情報通信基盤
⑩	その他		上記のほか、警備の効率化、高度化を図る技術を利用した先進的な製品・技術等

（４）装備化までの望ましいスケジュール

初期型装備品等（※）の 装備化の時期	備考
令和８年度以降 （2026 年度）	令和７年頃（2025 年頃）までに実機等を用いて防衛省・自衛隊の庁舎等で概念実証事業を行い、防衛省・自衛隊側が装備品としての有用性や費用対効果を判断できるようにすること

※）初期型装備品等とは、運用上、必須の機能を満たす装備品等をいう。

２ 提出を求める事項

○：必須事項

△：提出を求めるが必須ではない事項、又は提案者が必要と判断すれば記載する事項
（記述しない場合はその理由を付記）

	全て
(1) 防衛省・自衛隊側の要求目的を踏まえて企業等が提案する具体的な情報や問題解決に資する構想・手段など	○
(2) 当該情報や提案内容の防衛省外での実績や取組みの成果	○
(3) 当該提案等を初期型装備品等として装備化する場合に実現できる性能	○
(4) 初期型装備品等の装備化までのロードマップやスケジュール	○
(5) 概念実証事業に要するコスト、実施すべき内容、作業体制（初期型装備品等の装備化に要するコストも含める）	○
(6) 装備化に際して防衛省・自衛隊側の協力が必要な事項	○
(7) 事業を通じて想定される各種リスク（技術課題含む）とその解決策・低減策	○
(8) 概念実証事業や初期型装備品等の実現の成果として想定される具体的な知的財産（設計図、インターフェース、構成品、ノウハウ、手法など）及び器材（契約の履行のために製作し又は購入する器材等）。また、そのうち自社に権利を帰属すべきと考えているもの	○
(9) 運用に際しての国内法令との適合性や同法令に基づく又は準じた安全性等の確保要領。	○

(10) 情報や提案の独自性（関連する特許・意匠・実用新案のほか、製品等の競争力、特殊な製造基盤の有無やマーケットでのシェア、ライセンスの有無など）	○
(11) 初期型装備品等の装備化に際して、オープンソース、COTS を利用する場合は、その入手先、名称及び概要、ライセンスの種別	○
(12) これまでの業務実績	○

※）上記のいずれの項目の記載に際しては、早期装備化の視点に立脚すれば、留保をつけずに具体的かつ詳細な記述内容の方が望ましく、当該提案の速やかな事業成立の確度が高まることに留意。

3 提出方法等

（１）意思表示

- ① 情報・提案書を提出する意思がある企業等は、令和 6 年 6 月 11 日 1700（必着）までに、必要事項（法人名、住所、担当者名、電話番号、メールアドレス、提出する情報・提案書の件名）を明記又は HP 掲載の入力フォーム（Excel）に入力の上、メール又は郵送により、情報・提案書を提出する意思があることを防衛装備庁装備政策部装備政策課に提出すること。
- ② また、意思表示後、提出を辞退する場合も同じ宛先に通知すること。

メール：soukisoubika-onestop@ext.mod.go.jp

郵送先：東京都新宿区市谷本村町 5－1 A 棟 10 階
防衛装備庁装備政策部装備政策課（RFI 担当）

（２）情報・提案書の提出締め切り

令和 6 年 6 月 28 日 1700 まで（必着）

（３）提出方法等

- ① 上記と同じ宛先にメール又は郵送により提出すること。
- ② 提出する文書の様式は問わないが、使用言語は全て日本語とする。
- ③ 提出する書類が膨大な場合は、別途要約版を作成して同封すること。
- ④ 担当者の連絡先（氏名、所属、電話番号、メールアドレス等）を提供資料に記入すること。

（４）本要求書に関する説明会の開催

期日：令和 6 年 6 月 13 日 1500

場所：防衛省 A 棟 4F 陸上幕僚監部会議室（東側）

- ① 出席を希望する企業等は、令和 6 年 6 月 11 日 1700 までに、法人名、住所、担当者名、電話番号、メールアドレス、出席人数を明記の上、メール又は郵送により、防衛装備庁装備政策部装備政策課に提出すること。
- ② 出席希望者数が多い場合には、人数を制限することがある。

4 その他

- （１）予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第 70 条又は第 71 条に定める、一般競争に参加させることができない者又は一般競争に参加させないことができる者に該当する企業等による情報・提案書の提出は受け付けない。
- （２）情報・提案書の作成に必要な費用は全て作成者の負担とする。
- （３）提出した情報・提案書の内容に重大な過失等が認められた場合には、適切に修正の上、遅滞なく下記問い合わせ先に連絡するものとする。
- （４）提出した情報・提案書は返却しない。
- （５）情報・提案書の提出後、その内容について補足的な説明等を求めることがある。

- (6) 情報・提案書の内容は、予算要求や装備品等の取得などに関する審議、検討等のために活用されることがある。
- (7) 参加意思の事実関係や受領した情報・提案書の内容は、無断で第三者には開示しない。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）に基づく開示請求があった場合には、法第5条第1項各号の規定に該当しないと認められる箇所を開示する場合がある。その際、予め作成者と調整の上、作成者の合意を得られるよう適切に対応する。
- (8) 個別の質問に防衛省が回答し、当該回答内容を他企業等にも周知する必要がある場合には、他企業等に質問内容を開示する場合がある。
- (9) 提出された情報・提案書に対する評価や省内の検討の進捗等に関する質問には回答しない。

5 問い合わせ先

- (1) 早期装備化実証推進事業に関すること
防衛省装備庁装備政策部装備政策課
メールアドレス：soukisoubika-onestop@ext.mod.go.jp
電話番号：03-3268-3111(内線 36910)
- (2) 情報・提案要求書の内容に関すること
防衛省会計課庁舎管理室
メールアドレス：sekiit@ext.mod.go.jp
電話番号：03-3268-3111(内線 25220)